

太田市地域公共交通運行継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響を受けながらも市民の日常生活に必要な交通手段を確保するために運行を継続している地域公共交通事業者に対して、太田市地域公共交通運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（太田市その他の地方公共団体との契約に基づき行うものを除く。）をいう。
- (2) タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（太田市その他の地方公共団体との契約に基づき行うもの及び一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号自動車交通局長通知）に規定する福祉輸送サービスに限定するものを除く。）をいう。
- (3) 路線バス事業者 路線バス事業を経営する者をいう。
- (4) タクシー事業者 タクシー事業を経営する者のうち、法人をいう。
- (5) 路線バス車両 路線バス事業に供する事業用自動車（令和7年9月1日以降に運行した実績があるものに限る。）
- (6) タクシー車両 タクシー事業に供する事業用自動車（令和7年9月1日以降に運行した実績があるものに限る。）

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 太田市内に事業所を有すること。
- (2) 一般社団法人群馬県バス協会に加盟する路線バス事業者又は一般社団法人群馬県タクシー協会に加盟するタクシー事業者であること。
- (3) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和8年3月1日時点において、支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）が太田市内の事業所にて保有する路線バス車両及びタ

クシー車両の台数に応じ、次の表のとおりとする。

区分	支援金額
路線バス事業者	$(2,000 \text{万円} \times 1 / 2) \times (\text{申請者が保有する路線バス車両の台数} / \text{申請者全員が保有する路線バス車両の総数})$
タクシー事業者	$(2,000 \text{万円} \times 1 / 2) \times (\text{申請者が保有するタクシー車両の台数} / \text{申請者全員が保有するタクシー車両の総数})$

2 支援金を算定する場合において、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付の申請)

第5条 申請者は、太田市地域公共交通運行継続支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、令和8年3月31日(郵送による場合は、当日消印有効)までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約兼同意書(様式第2号)

(2) 支援金の対象となる事業用自動車全ての自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し

(3) 支援金の対象となる事業用自動車全ての直近の運行実績が分かる書類の写し

(4) 役員等氏名一覧表(様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を行い、太田市地域公共交通運行継続支援金交付決定通知書(様式第4号)をもって、当該申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に支援金の交付決定をした場合も同様とする。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、太田市地域公共交通運行継続支援金交付請求書(様式第5号)により、支援金の交付の請求を行わなければならない。

(支援金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 暴力団（太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号。以下「暴力団条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）であるとき。
- (3) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (5) 支援金の交付決定に付された条件に違反したとき。

（支援金の返還）

第9条 交付決定者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消されたときは、交付を受けた支援金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（状況の報告）

第10条 市長は、支援金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

（支援金に係る経理）

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付決定を受けた者については、第8条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。